

福祉生活病院常任委員会資料

(平成26年9月18日)

【件名】

厚生病院における院内トリアージ実施料の誤請求の対象拡大について
(病院局総務課) …… 1

病 院 局

厚生病院における院内トリアージ実施料の誤請求の対象拡大について

平成26年9月18日
病院局総務課

厚生病院の院内トリアージ実施料の誤請求については、8月21日の常任委員会で報告したところですが、このたび、新たに当実施料の誤請求が判明し、対象が拡大しましたので、改めて報告します。

併せて医療費請求の根幹をなす診療報酬の算定を誤り、御迷惑をおかけした多くの患者の皆様にご心から謝罪いたしますとともに、県立病院への信頼を損ねたことにつきまして深くお詫び申し上げます。

記

1 誤請求の概要

(1) 当初判明した内容

受診者が複数いなければ算定できない院内トリアージ実施料を一人の場合でも算定

(2) 今回、新たに誤りと判明した内容

患者が複数在院していれば院内トリアージ実施料は算定できるものと解釈していたが、待ち時間のない一人目の患者については算定不可であった。

(患者からの指摘に基づき、上記内容を厚生局に確認し判明)

【今回の誤請求】

一人目 待ち時間なく診察 二人目 診察待ち → 両者にトリアージ料請求可能 (複数ならいずれも可と認識)

【正しい取扱】

一人目 待ち時間なく診察 二人目 診察待ち → 二人目のみ請求可能

(3) このたび判明した誤請求に係る対象者数

区分	トリアージ請求総数	誤請求数	対象期間
前回	3, 774件	138件	H26.2.1~6.30
今回	5, 330件	199件	H26.2.1~9.2
計	5, 330件	337件	

2 誤請求の背景

(1) 疑義解釈の確認不足

前回の誤請求時に厚生局に報告した際、取扱について再確認を欠いていた。

(2) 誤った思い込みによる解釈

救急医療の経験がある専任の看護師を配置し、患者の状況を詳細に確認し全ての救急外来患者の緊急度と重症度を確認していたことから、その行為に対して診療報酬が算定できるものと解釈していた。

<疑義解釈 抜粋>

問 夜間、休日又は深夜において、初診料を算定する患者に対し、当該患者の来院後速やかに院内トリアージが実施された場合に算定できるとあるが、夜間、休日又は深夜に患者が1人のみ来院している場合など、待ち時間がなく実質上トリアージを行う必要性がない場合であっても、当該患者の来院後速やかに院内トリアージが実施された場合は算定可能か。

答 算定できない。

3 謝罪等の対応

(1) 謝罪、返金処理

誤請求の対象者に文書で謝罪し、個別に返金処理を案内
各保険者に誤請求に係る保険請求の取り下げの手續を実施

(2) 謝罪文書の掲示と運用

- ① 院内に謝罪文書を掲示するとともにホームページに謝罪文書を掲載
- ② 9月2日より正しい取扱に運用を改めた。

(3) 患者の皆様にご迷惑をおかけしないよう、また県立病院の信頼を損ねることがないように、特に診療報酬の関係通達等の熟読を徹底し、請求等についての適正な事務処理の徹底に係る指示を改めて行った。